

委員会共通運営細則

第1条

日本臨床死生学会会則第15条に基づき設置された委員会（以下「委員会」という）は、会則の定めるところおよび各委員会個別の運営細則に定めるものの他は、この共通運営細則によって運営するものとする。

第2条

委員会は常任理事会において常任理事の中から選任された委員長並びに副委員長1名および若干名の委員によって構成される。

第3条

副委員長は会則5条第1項に規定する正会員の中から委員長が選任する。

第4条

委員は委員長および副委員長が合意に基づいて正会員の中より若干名選任する。

第5条

委員長は当該委員会構成員を常任理事会および理事会、評議員会に報告しなければならない。

第6条

委員長は委員会を招集し、その運営にあたる。

第7条

副委員長は委員長を補佐し、委員長にその職務執行に障害が生じた時にはその職務を代行する。

第8条

理事長は、各委員会に出席することができる。

第9条

委員長、副委員長並びに委員の任期は、本学会の役員の任期と一致するものとする。ただし、再任は妨げない。

第10条

この細則および各委員会運営細則の変更・改廃は常任理事会の承認を要する。

附則

この細則は2023年7月22日の常任理事会にて承認され、理事会及び評議員会に報告され、2023年7月23日より施行する。